

**改正**

平成20年6月20日告示第16号

平成21年10月1日告示第23号

平成25年3月29日告示第45号

令和8年2月17日告示第81号

林業振興対策事業補助金交付要綱

林業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正し、令和8年度分の補助金から適用する。

(目的)

**第1条** 森林資源の造成並びに充実に努め、住田町の林業の振興を図るため、森林所有者等が行う林業振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 開発作業道 次に掲げる条件を全て満たす間伐材搬出道をいう。

ア 延長200m以上1,500m以下で、幅員3.0m以上であること。

イ 切土は原則として1.5m以下の直切り、盛土は表土ブロック積み工法を採用し、縦断勾配15度以下で四輪駆動自動車が行き可能なものであること。

ウ 急傾斜地や湧水箇所等の路体の保全に必要な箇所については、支障木を利用した丸太組み工を施工すること。

(2) ミニ作業道 次に掲げる条件をすべて満たす間伐材搬出道をいう。

ア 延長100m以上1,000m以下で、幅員2.0m以上であること。

イ 切土は原則として1.5m以下の直切り、盛土は表土ブロック積み工法を採用し、縦断勾配15度以下で四輪駆動自動車が行き可能なものであること。

ウ 急傾斜地や湧水箇所等の路体の保全に必要な箇所については、支障木を利用した丸太組み工を施工すること。

(3) らくらく道 延長100m以上1,000m以下で、幅員2.0m以上の間伐材搬出道をいう。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、次表のとおりとする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額とする。

| 事業の種類   | 種目   | 補助率・額                                  |
|---------|------|--|
| 開発作業道事業 | 開設   | 開設に要する経費の10分の5以内                       |
|         | 改良   | 改良に要する経費の10分の5以内                       |
|         | 災害復旧 | 災害復旧に要する経費の10分の5以内                     |
| ミニ作業道事業 | 開設   | m当たり700円以内<br>ただし、丸太組み工はm当たり700円以内で嵩上げ |
| らくらく道事業 | 開設   | m当たり400円以内                             |

(補助金の交付の条件)

**第4条** 補助事業が完了した日から起算して5年を経過する日までは、開発作業道、ミニ作業道又はらくらく道を活用して間伐を実施した施業地について、森林以外の用途への転用又は皆伐をしてはならない。

(補助金の取り下げ期日)

**第5条** 規則第8条による申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(概算払)

**第6条** 補助金は、必要に応じ概算払することができる。

2 補助金の概算払を請求しようとするときは、林業振興対策事業補助金概算払請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(提出書類及び期日)

**第7条** 規則に定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

前文(抄) (平成20年6月20日告示第16号)

平成20年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成21年10月1日告示第23号)

平成21年度分の補助金から適用する。

**前 文**（抄）（平成25年3月29日告示第45号）

平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（令和8年2月17日告示第81号）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の林業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の決定がされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。